

# 米穀に係る食品表示基準の 見直しについて

令和2年9月

**農林水産省**  
政策統括官

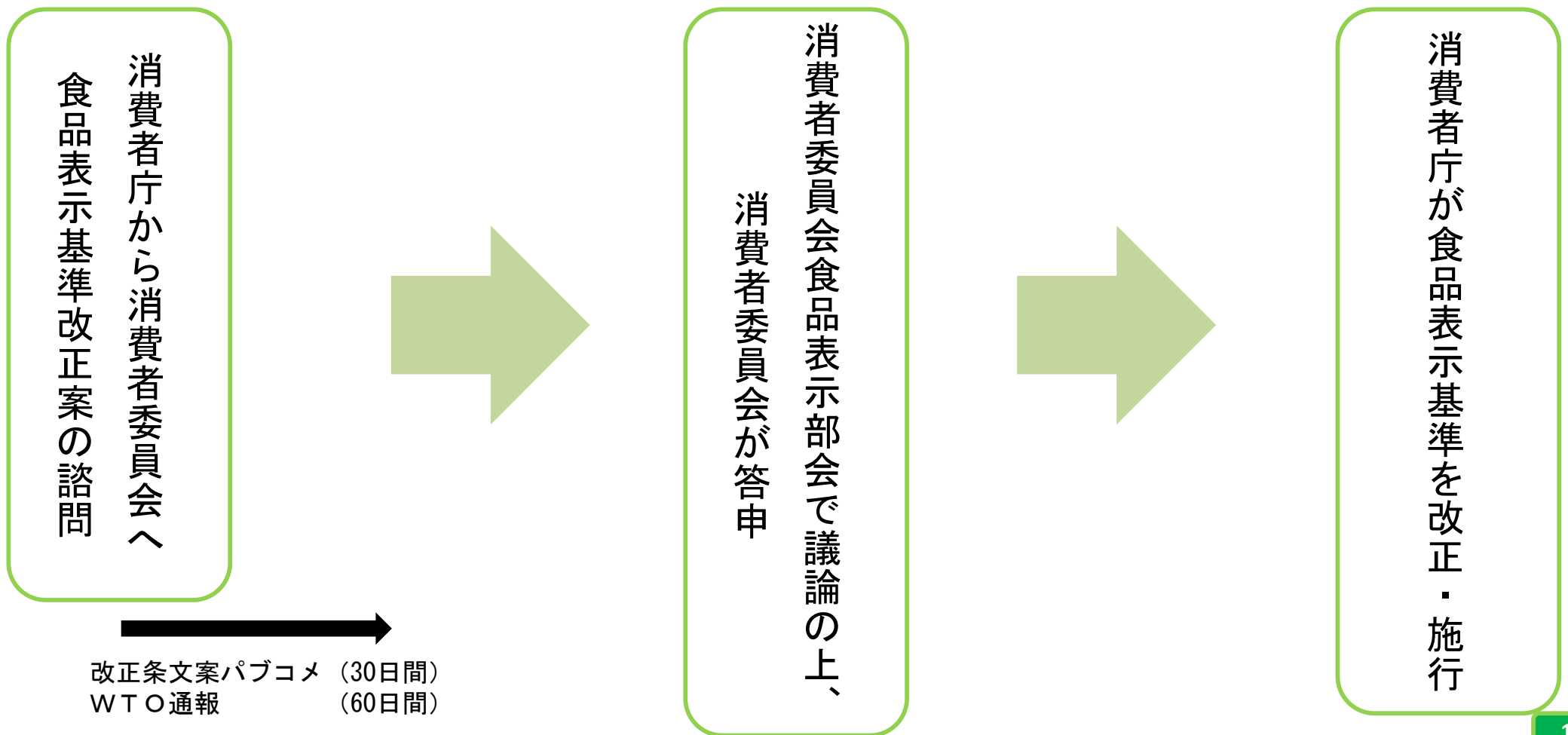
# 目 次

---

1	食品表示基準改正の手續	1
2	「農産物検査証明による」旨の表示	2
3	表示の根拠となる資料の保管の義務付け	3
	(参考1) 「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理(平成31年3月29日)(抜粋)	4
	(参考2) 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)	5

# 1 食品表示基準改正の手続

- 規制改革推進計画に基づく米の産地・品種・産年の表示に係る見直しについては、消費者庁が所管する食品表示基準（内閣府令）の改正が必要。
- 食品表示基準の改正に当たっては、消費者庁が消費者委員会に諮問。  
諮問を受けた消費者委員会は、食品表示部会での議論を踏まえ、答申を取りまとめ。  
当該答申を踏まえ、消費者庁が食品表示基準を改正する。



## 2 「農産物検査証明による」旨の表示

### 1 農産物検査証明を受けている場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">                     単一原料米                      新潟県 コシヒカリ 2019年                      農産物検査証明による                 </div>		
内容量	○ k g		
精米時期	○○. ○○. ○○		
販売者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○ ○-○○ 電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○		

※ 産地・品種・産年について農産物検査による証明があるときは、「農産物検査証明による」旨の表示が可能。

### 2 農産物検査証明を受けていない場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">                     単一原料米                      新潟県 コシヒカリ 2019年                      自社確認による                 </div>		
内容量	○ k g		
精米時期	○○. ○○. ○○		
販売者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○ ○-○○ 電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○		

「農産物検査証明による」  
旨の表示ができない。

### 3 表示の根拠となる資料の保管の義務付け

#### 1 表示の根拠となる資料の保管の義務付け

農産物検査による証明  
を受けた原料玄米を  
用いた場合

➡

農産物検査による  
証明を受けた原料玄米を  
使用していることの記録  
(例)  
・ 農産物検査の証明書  
など

証明を受けていない  
原料玄米を用いた場合

➡

使用している原料玄米の  
産地、品種、産年を  
証明する資料  
(例)  
・ トレサ伝票 (産地)  
・ 種子購入記録、栽培記録  
(品種、産年)  
など

#### 2 違反者に対する措置

食品表示基準の遵守の指示・公表  
(食品表示法第6条第1項・第7条)



食品表示基準の遵守の命令・公表  
(食品表示法第6条第5項・第7条)



1年以下の懲役・100万円 (法人は1億円)  
以下の罰金  
(食品表示法第20条・第22条)

(参考1) 「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理 (平成31年3月29日) (抜粋)

1 総論

農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。

本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると考える。

さらに、今後とも、検査技術の進展や調製・流通段階での機器の高度化、取引形態の変化など農産物流通全体の状況や現場からの声を踏まえながら、農産物規格・検査について流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時、見直しを検討していく必要がある。

2 各論

事 項	主な論点等	中間論点整理
(2) 袋詰め玄米及び精米の表示要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても3点セット(産地・品種・産年)の表示を認めるとしてもよいのではないか。</li> <li>○ 農産物検査は取引に使われることが主目的であり、等級は精米の表示には反映されない。現行の表示ルールの中で、袋詰め精米の表示だけがここまで厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした場合の担保をどうするのか、などについて、議論する必要。</li> <li>○ 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと認識できるのか。できないのであれば、米全体の表示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。</li> <li>○ 仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場合、取引先ごとに独自の規格を求められるようになり、生産・検査の現場に大きなコストが発生することが懸念。このため、流通の大宗に影響することがないよう慎重に検討願いたい。</li> <li>○ 未検査米に3点セットを表示する場合には、米トレサ法の活用などが考えられるが、これを品種及び産年の表示の根拠とするためには法改正が必要で、かえって規制強化や現場でのコスト増になりかねない。ただ、今後の課題として、農産物検査に頼らない表示について検討する価値はあるのでは。</li> </ul>	<p>産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。</p> <p>議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。</p>

(参考2) 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

(7) 農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	<p>農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。</p> <p>a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。</p> <p>b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。</p>	令和2年度措置	a:農林水産省 b:消費者庁 農林水産省